

番 号：諮問第190号

答 申 日：令和2年12月16日

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和2年6月9日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年6月11日付け資第06090001号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和2年6月19日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、非開示とされた文書については、和歌山県規則に照らして存在する合理的根拠があるため、存在を秘匿せず開示すべきであるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 令和2年2月に和歌山県が実施したパブリックコメント「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書【自然環境編】」に関し、和歌山県産業技術政策課に対して行った開示請求に対し、知事は令和2年5月29日付け産技第04020003号「公文書非開示決定通知書」において、「(他部局との調整については口頭で行っており、照会等の文書は作成していないため)、産業技術政策課が有する資源管理課とのやり取りに関する文書は作成又は取得していない」と回答している。このことから、産業技術政策課と資源管理課との間において口頭で意見調整が行われたことに間違いはない。
- (2) 他課から「調整」を要する事項について照会等があり、資源管理課の意思決定を行うに当たり、協議内容を記録した公文書が残されていない、決裁されたものが存在しないとは考えられない。
- (3) 洋上風力発電という部局間をまたぐプロジェクトに対して、関係部局間の意見調整結果の過程が残されていないことも問題であるが、それぞれの法令を担当する部局内の考え方を示し、県のホームページに県としての考え方を示すに当たり、一個人の意見で済まされるような行政組織はないと考える。
- (4) 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）第4条において専決の制限が定められ、①事務の内容が重要又は異例に属すると認められるもの、②他の部課に関係のある事務で意見を異にするもの、③疑義若しくは紛議があり、又はこれを生じさせるおそれのあるもの、④あらかじめ事務処理について上司の指示を受けたものに当たる場合は、上司の決裁を受けなければならないとされている。
- (5) 本案件に係るパブリックコメントで寄せられた意見について、本案件に関係ない、無効とされたものの大部分は資源管理課の所掌事務に係るものであった。こうした内容を含む意思決定は、事務決裁規程の①に該当するのではないか。
- (6) 和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会においては、徳島県との海上の境界について和歌山県海域の範囲を「5km毎の離岸距離の等しい点を結んだ線」としている。一方で、過去に水産局長（資源管理課）は和歌山県が定めた規則の適用範囲について、具体的に示すことはできないと〇〇〇〇〇に回答している。これは、明らかにゾーニング事業を行う産業技術政策課と資源管理課との間で和歌山県の海域の範囲に関する認識が異なっており、事務決裁規程の②に該当するのではないか。
- (7) ゾーニング事業については、「両県間の海上の境界について争いがあり、大きな問題となる」ことを認識していたはずであり、自然環境編のゾーニングであっても、対象範囲を定める時点で、徳島県との間に疑義若しくは紛議が発生することは容易に予測できたはずであり、事務決裁規程の③に該当するのではないか。

- (8) 資源管理課は、県庁内において自らの職務の遂行能力を有さず、事務決裁規程に違反し文書の作成を怠ったか、本件開示請求において自己都合だけで「文書不存在」と虚偽の回答を行ったかのいずれかであり、行政としての執行能力を有していないことになる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、審査請求に対する弁明書、審査会への提出資料並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 和歌山県における洋上風力発電に関する検討は、平成31年2月に設置された和歌山県洋上風力発電に係るゾーニング検討会（以下「検討会」という。）において行われており、「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書【自然環境編】」についても、検討会で検討されてきたところである。
検討会の事務局は、産業技術政策課が担当しており、また、検討会には29の団体等がオブザーバーとして参加し、資源管理課もその一つとして位置付けられている。
- (2) 和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第23条の産業技術政策課の所掌事務として「再生可能エネルギーの導入促進に係る総合調整及び普及に関すること」が規定されており、報告書のパブリックコメントに関する事務は、この所掌事務に含まれることから、資源管理課で所掌していない事務に関する決裁文書が資源管理課に存在しないことは当然である。
- (3) パブリックコメントが行われた報告書は、自然環境の観点からのゾーニングが行われたものであり、漁業を含む社会性に関する事項は含まれていない。
- (4) パブリックコメントの進捗状況に関し、検討会のオブザーバーとして産業技術政策課から口頭で報告を受けてはいるが、このことは、資源管理課にとって所掌事務の遂行上軽微な事務である。自然環境の観点から見た場合のゾーニングマップに対する意見の取扱いとなれば資源管理課としては特に意見することもない。
なお、産業技術政策課から口頭で受けた報告内容は、パブリックコメントについて報告書の内容と関連のない様々な意見が寄せられたが、それら関連しない意見については、回答を行わない考えであるというものであり、それに対し、口頭で、意見の取扱いは、その考えのとおりでよいのではないかと回答した。また、報告を受けた内容については、口頭で、速やかに課内で共有を行っている。
- (5) 上記(4)にて産業技術政策課から報告を受けた際、同課から提供を受けた資料があるが、これについては、〇〇〇の〇〇〇〇〇から多数の意見が寄せられている

るといった状況を各担当が知っておくべきだという考えで供覧処理を行った。

産業技術政策課から協議や照会といった正式な文書をもって、この文書が提供された訳ではなく、単なる情報提供として受けた文書であり、資源管理課として意見する余地はないと考えている。

- (6) 和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）第3条第1項第3号では「処理に係る事案が軽微なものである場合」は、公文書の作成の原則から除外されており、産業技術政策課からの口頭による総合調整事務に関する文書が存在していないことについては、何ら問題はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 対象公文書について

本件開示請求の内容は、別紙のとおりであり、産業技術政策課が令和2年2月17日（月）から同月28日（金）までの間実施した「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書【自然環境編】に対する県民意見募集（パブリックコメント）」について、産業技術政策課がその結果を掲載するに当たって、資源管理課としての意思を決定した際の決裁文書が対象公文書である。

なお、審査請求人は、本件開示請求の前に、「令和2年2月に実施したパブリックコメント「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書【自然環境編】に関し、集計にあたり、「本案に関係のない意見」及び「無効意見」と判断した根拠となる規定類及び集計並びに意見とその対応について、公開内容を決定した際の決裁文書（知事部局内及び教育委員会部局への照会等の内部やりとりの文書も含む。特に産業技術政策課が有する資源管理課とのやりとりに関する文書は全て）」という内容の開示請求を行い、産業技術政策課から、令和2年5月29日付け産技第04020003号により「作成又は取得していないため（他部局との調整については口頭で行っており、照会等の文書は作成していないため。）」という理由で

公文書非開示決定通知書が送付されているところ、これに対する不服申立てはなされていない。

3 本件処分の妥当性について

審査請求人は、事務決裁規程に基づいた適正な事務処理がなされていれば、他課から「調整」を要する事項について、照会があり、資源管理課の意思決定を行うに当たり、協議内容を記録した公文書が残されていない、決裁されたものが存在しないとは考えられないと主張する。

一方、実施機関である資源管理課は、検討会にはオブザーバーとして参加しているに過ぎず、パブリックコメントの進捗状況に関し産業技術政策課から口頭で報告を受けたことは、資源管理課の所掌事務の遂行上軽微な事務であること、また、今回パブリックコメントが行われた報告書は、自然環境編であり、漁業を含む社会性に関する事項は含まれていないことから、資源管理課として特段の意思決定を行う必要がなかったと主張する。

当審査会が資源管理課から提出を受けた資料並びに資源管理課の説明及び意見の陳述によると、産業技術政策課から口頭で受けた報告内容は、報告書の内容と関連のないパブリックコメントの意見については、回答を行わない考えであるというものであり、資源管理課はその取扱いでよいのではないかと口頭で回答を行ったとのことである。そして、その際、産業技術政策課から資源管理課にその回答方針等を記載した資料の提供があり、その資料について資源管理課が課内の供覧処理を行っていることが認められる。

よって、産業技術政策課から口頭で報告を受けた際に提供を受けたこの資料が、本件対象公文書に当たるか否かを含め、以下検討する。

なお、審査請求人は、事務決裁規程を根拠に、文書の存在を主張しているが、事務決裁規程はあくまでも専決や専決の制限について規定し、意見の相違等があれば、上司の決裁を受けることを規定しているものであり、文書作成の要否については和歌山県公文書管理規程に規定されているものであることから、当審査会では、事務決裁規程ではなく、和歌山県公文書管理規程を基に判断を行うこととする。

(1) 実施機関の主張

実施機関である資源管理課によると、今回のゾーニングは、自然環境編であり、そこに社会性及び事業性に関する情報は含んでいないということが産業技術政策課から事前に説明されていたことから、自然環境の観点からのゾーニングマップに対する意見の取扱いについて、資源管理課として意見をする必要はないと考えたとのことである。また、産業技術政策課から提供を受けた資料について、〇〇〇の〇〇〇〇〇から多数の意見がパブリックコメントに寄せられていたということは、資源管理課の各職員が知っておくべきであると考え、情報として提供され

た資料について、課内で共有するため、供覧したと主張する。

(2) 公文書の作成の原則等

和歌山県公文書管理規程第3条第1項によると、「事務及び事業に関する意思決定に当たっては、文書を作成すること（略）とする。」とあり、同項ただし書第3号において「処理に係る事案が軽微なものである場合」は文書の作成は不要とされている。この事務及び事業に関する意思決定に当たっての文書の作成については、同規程第23条によると「起案の方法により行うものとする。」とある。

また、同規程第27条は、「配布を受けた文書で起案を必要としないもの及び起案の前に上司の閲覧に供すべきもの並びに起案の方法によりその作成又は取得について上司の決裁を受けない文書は、当該文書の余白に処理印を押印し、上司の閲覧に供するものとする。」とある。

(3) 小括

当審査会において、パブリックコメント実施時の公表資料である「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書【自然環境編】(案)」を確認したところ、表紙に注意事項として「本報告書におけるゾーニングマップは環境保全に係る事項を基に作成したものであり、社会性及び事業性に係る事項については情報収集に留め、ゾーニングマップには反映していません。」と記載されていた。

和歌山県行政組織規則によると、「資源管理課は、漁業調整を行い、水産資源の保護・管理を図ることを任務」とする課であるところ、上記のとおり、本報告書には、漁業を含む社会性に関する事項が含まれていない旨明記されていることから、今回のゾーニングマップに対する意見の取扱いについて、資源管理課として事務及び事業の意思決定を行う必要はないという同課の主張は特段不合理ではない。

また、資源管理課が産業技術政策課から口頭で報告を受けた内容については、文書を作成せず、その内容を口頭で課内で共有したとの点についても、上述のとおり、その内容が資源管理課の所掌事務に属さない自然環境編の報告書に対する意見の取扱いであることに鑑みれば、同課にとって処理に係る事案が軽微なものに当たるものと認められ、文書が作成されていないことが不合理とはいえない。

なお、資源管理課は、産業技術政策課から提供を受けた資料について、和歌山県公文書管理規程第27条に基づき、供覧の手続きをとり、供覧手続の間、何らの意見も出ることがなく、課長までの供覧が終了している。

しかし、上記供覧は、供覧に際しての記載内容及びその体裁等から見て、情報を課内で共有するためのものに過ぎないものと認められ、当該供覧に係る文書が「意思を決定した際の決裁文書」とは認められない。本件開示請求の対象公文書は「資源管理課としての意思を決定した際の決裁文書」であるところ、当審査会においては、供覧に係る文書は、対象公文書ではないと判断した。

また、産業技術政策課から提供を受けた上記供覧に係る文書以外に対象公文書が存在すると推察される事情もない。

よって、実施機関が「作成又は取得していない」として非開示決定を行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和2年6月29日	○諮問（実施機関）
令和2年7月15日	○産業技術政策課からの審議関連資料の受理
令和2年7月27日	○弁明書及び反論書の写しを受理
令和2年8月3日	○審議
令和2年8月21日	○産業技術政策課からの資料の受理
令和2年8月25日	○実施機関からの資料の受理
令和2年9月11日	○審議
令和2年9月18日	○実施機関からの資料の受理
令和2年10月19日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和2年11月16日	○審議
令和2年12月14日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和2年6月9日	令和2年2月に和歌山県が実施したパブリックコメント「和歌山県洋上風力発電に係るゾーニングマップ及びゾーニング報告書【自然環境編】」に関し、和歌山県の意見掲載において、資源管理課としての意思を決定した際の決裁文書